

平成30年(ワ)第24351号 損害賠償請求事件

原告 Ambika Budha Singh

被告 国ほか1名

準備書面 (1)

平成31年1月25日

東京地方裁判所民事第4部合議B係 御中

被告指定代理人

早 川



磯 貝 泰



輔

被告国は、本準備書面において、訴状記載の請求の原因に対する認否を行った上、被告国の主張を明らかにする。

第1 請求の原因に対する認否

1 「第1 当事者」(訴状1及び2ページ)について

(1) 「1 亡シン・アルジュン・バハドゥール」について

シン・アルジュン・バハドゥール(以下「亡アルジュン」という。)が、1977年10月23日に出生したネパール連邦民主共和国(以下「ネパール」という。)国籍を有する男性であること、本邦において「技能」の在留資格を有していたことがあったこと、平成29年3月15日、東京地方検察庁(以下「東京地検」という。)における弁解録取手続中に意識不明に陥り、日本大学駿河台病院に搬送されたこと、同日午後2時46分に死亡したことは認め、その余は不知。

(2) 「2 原告」について

認める。

(3) 「3 被告ら」について

ア 「(1) 国」について

認める。

なお、本件において、亡アルジュンの弁解録取手続を担当した者は、検察庁法附則第36条により検察官の事務を取り扱うことが認められた検察官事務取扱検察事務官(以下「検取事務官」という。)である。

イ 「(2) 東京都」について

相被告東京都に係る事項であり、認否の限りでない。

2 「第2 死亡に至る経緯」(訴状2ないし6ページ)について

(1) 「1」ないし「6」について

相被告東京都に係る事項であり、認否の限りでない。

(2) 「7」について

亡アルジュンが東京地検に到着した際、同人の両手首に標準手錠（鎖で連結された二つの金属製の輪のそれぞれが開閉でき、かつ、歯止めで止まり、鍵が掛かるもの）が装着されていたこと、同人の両足首に戒具（新型捕縄。訴状第2の6〔5ページ〕で捕縄と呼ばれている戒具）が継続して装着されていたことは認めるが、膝の戒具が継続して使用されていたとの点は否認する。

その余は不知。

(3) 「8」について

ア 第1段落（「午前10時45分頃」から始まる段落）及び第2段落（「松浦警部」から始まる段落）について

否認する。

亡アルジュンが、平成29年3月15日午前10時34分頃、車椅子に座った状態で、押送担当の警察官3名とともに検察官室に入室した際、その両手首には標準手錠が、両足首には新型捕縄がそれぞれ装着されていたが、両膝に戒具は装着されていなかった。上記のとおり入室後、検取事務官の指示を受けた警察官が亡アルジュンに装着されていた標準手錠の片方を解除し、弁解録取手続が開始された。

イ 第3段落（「午前11時前」から始まる段落）について

亡アルジュンが、午前11時頃に身動きしなくなったこと、東京地検において119番通報がされたことは認め、その余は否認する。

ウ 第4段落（「この際」から始まる段落）について

おおむね認めるが、東京地検で対応したのは医師ではなく看護師であり、また、亡アルジュンが死亡した時刻は、午後2時46分である。

3 「第3 死因について」（訴状6ないし12ページ）について

(1) 「1 病院収容時の写真から見る外表所見」について

甲第1号証の写真が亡アルジュンの死亡時の写真であり、その四肢を中心に皮膚変色が認められることは認め、その余は不知。

(2) 「2 亡アルジュン氏の死因について」について

ア 「(1)」ないし「(5)」について

不知。

イ 「(6)」について

平成29年3月15日午前11時頃、亡アルジュンの拘束が不用意かつ急激に解かれたとの点は否認ないし争う。

その余は不知。

4 「第4 注意義務違反等」(訴状12ないし15ページ)について

(1) 「1 被告東京都」について

相被告東京都に係る事項であり、認否の限りでない。

(2) 「2 被告国について」及び「3 共同不法行為」について

否認ないし争う。

5 「第5 損害の発生等」(訴状16ないし20ページ)について

最高裁判所平成9年1月28日第三小法廷判決(民集51巻1号78ページ)において、引用に係る判示がされたことは認め、その余は知らないし争う。

6 「第6 結論」(訴状20ページ)について

被告国が原告に対して賠償責任を負うとする部分は争う。

第2 事案の概要

本件は、平成29年3月14日、遺失物横領事件の被疑者として警視庁新宿警察署に通常逮捕され、翌15日、東京地検において検取事務官による弁解録取手続が行われていた際に意識不明に陥り、搬送先の病院において死亡した亡アルジュンの妻である原告が、警察官及び検取事務官がナイロン製のベルトによる拘束を突然解いた「不適切な緊縛解除行為」によって亡アルジュンを死亡

させたとして、相被告東京都及び被告国に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、損害賠償を求める事案である。

第3 亡アルジュンが検察官室に入室してから病院に搬送されるまでの経緯（前提事実）

1 平成29年3月15日午前10時34分頃、亡アルジュンは、押送担当の警察官3名とともに検察官室に入室した。

その際、亡アルジュンは車椅子に座っており、両手首に金属製の標準手錠、足首に新型捕縄がそれぞれ装着されていたが、両膝に戒具は装着されていなかった。

2 亡アルジュンは、検察官室に入室後、「ウォーウォー」と奇声をあげ、机を両足で蹴り上げたことから、検取事務官は、通訳人を介し、亡アルジュンに対し、「落ち着くよう。深呼吸するよう。」と伝えたが、亡アルジュンは奇声をあげ続けていた。

3 検取事務官が、亡アルジュンに装着されていた手錠を解除するよう警察官に伝えると、警察官が亡アルジュンの両手首に装着されていた標準手錠の片方を解除し、亡アルジュンに対する弁解録取手続が開始された。

4 検取事務官は、通訳人を介し、亡アルジュンに対し、身上等を確認し、犯罪事実を読み聞かせ、弁護人選任権を伝えたが、同人は、その間も奇声をあげ、机を蹴り飛ばす行為を継続し、車椅子から体がずり落ちることがあった。その都度、警察官が亡アルジュンを車椅子に座り直させており、このような行為が3ないし4回続いた。

5 検取事務官は、亡アルジュンの上記動静を踏まえ、弁解録取手続への対応について上司に相談することとし、午前10時43分頃、亡アルジュンと押送の警察官らを残したまま、検察官室を一時退室した。

6 午前10時45分頃、検取事務官が上記検察官室に戻ったところ、亡アルジュ

ンは、うなったり机を蹴ったりしていた。

検取事務官は、弁解録取手続を再開し、再度、通訳人を介して亡アルジュンに対し、犯罪事実や弁護人選任権、領事官との面会希望等につき聴取を試みたが、亡アルジュンはこれに答えなかった。

- 7 その後、亡アルジュンが目を閉じておとなしくなり、検取事務官は、警察官から、昨晚、亡アルジュンはほとんど眠っていないため、眠いのではないかと告げられたことから、通訳人を介し、亡アルジュンに対し、目を覚ますように伝えたが、何度伝えても同人は目を開けず、そのうち同人の体が傾き、目が半開きの状態になった。
- 8 そこで、警察官が、午前11時頃、亡アルジュンの片方の手首に装着されていた標準手錠及び両足首に装着されていた新型捕縄を外し、同人を床に寝かせて心臓マッサージを開始するとともに、救急車の手配を依頼した。その際、警察官は、亡アルジュンに対して自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を施そうとしたが、機械が「AEDの必要はありません」と警告したため、電気ショックは与えなかった。
- 9 午前11時13分頃、検察庁医務室の看護師2名が到着し、亡アルジュンに対して心臓マッサージを施すとともに、同人に対してAEDを施そうとしたが、この際も機械が「AEDの必要はありません」と警告したため、電気ショックは与えなかった。
- 10 午前11時18分頃、救急隊員が到着し、午前11時22分頃、救命医師が到着した。同医師が亡アルジュンに対してAEDを実施し、午前11時38分頃、同人はストレッチャーに乗せられて日本大学駿河台病院へ搬送された。

第4 被告国の主張

1 国賠法1条1項の違法性について

国又は公共団体の公務員の職務行為に係る違法性を判断するに当たっては、

その職務行為時を基準として、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背すると認められる場合に限り、国賠法1条1項の適用上違法と評価されるべきである（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ参照，最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ等）。

そして、当該公務員の職務上の法的義務違反の評価は、国民の被侵害利益の種類、性質、侵害行為の態様及びその原因、損害の程度等の諸般の事情を総合的に判断して決すべきものであり、当該公務員が職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と行為をしたと認め得るような事情がある場合に限り、国賠法1条1項にいう違法の評価を受けるものと解される（最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決調査官解説・最高裁判例解説民事篇平成5年度377ページ参照）。

2 検取事務官の対応に国賠法上の違法は認められないこと

(1) 検察庁における被疑者の戒護の責任は、検察庁への身柄押送の担当職員である警察官が負っている。被疑者に装着されている手錠を解除する際、検察官は、逃亡や事故防止について配慮し、検察官がその旨警察官に告げ、警察官において手錠が解除されることになる。

本件において、亡アルジュンは、検察官室内で奇声を発し、机を蹴るなどしていたが、検取事務官は、通常1名である警察官が検察官室に3名入室していたこと、亡アルジュンが車椅子に座っていたこと、足首に新型捕縄が装着されていたことから、逃亡のおそれや自傷行為等の危険はないと判断し、弁解録取手続における同人の人権に配慮して、標準手錠を解除するよう警察官に告げたものであり、かかる行為に職務上の法的義務違反は認められず、何ら違法性は存しない。

(2) これに対し、原告は、検取事務官は、「ナイロン製のベルトを戒具として使用する際には、その危険性に十分留意して、（中略）使用後に解除する場

合においても（中略）筋挫滅症候群が発生しないよう，専門医に相談の上，必要に応じて中枢側の止血や透析など適切な処置を行うべき注意義務を負っているにもかかわらず，「緊縛を適切に解除することなく，突然その拘束を解き，これによって（中略）亡アルジュン氏の死亡を惹起した」ものであり，かかる行為は「職務上尽くすべき注意義務を欠いて」いるとして，ナイロン製のベルト手錠が戒具として使用されている際の手錠解除行為に係る検取事務官の注意義務違反を主張する（訴状第4の2・15ページ）。

しかしながら，上述のとおり，亡アルジュンは，東京地検に到着する前，既にナイロン製のベルト手錠を解除され，金属製の標準手錠を装着されていたのであるから（なお，原告も「警察は，午前9時18分にベルト手錠」を解除し，「両手首の戒具を護送用の手錠に付け替え」，亡アルジュンを東京地検に押送した旨を述べている〔訴状第2の7・5ページ〕。），ベルト手錠の解除行為に係る注意義務違反をいう上記主張は，前提事実を欠くものである。

したがって，原告が主張する検取事務官の注意義務違反は認められず，東京地検における検取事務官の対応につき，国賠法上の違法は認められない。

第5 結語

以上のとおり，原告の被告国に対する請求に理由がないことは明らかであるから，速やかに棄却されるべきである。

以 上